

令和 8 年 9 月市議会定例会議案件名

- 議案第 7 6 号 白河市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 7 号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 8 号 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 9 号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 0 号 白河市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 1 号 白河市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 2 号 白河市景観条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 3 号 白河市医師養成奨学資金貸与条例
- 議案第 8 4 号 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 5 号 白河市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 6 号 複合施設整備事業施設建設建築工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 7 号 複合施設整備事業施設建設暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 8 号 複合施設整備事業施設建設電気設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 8 9 号 動産の取得について
- 議案第 9 0 号 令和 7 年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 1 号 令和 7 年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第 9 2 号 令和 7 年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
- 議案第 9 3 号 令和 7 年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第 9 4 号 令和 8 年度白河市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 5 号 令和 8 年度白河市小田川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 6 号 令和 8 年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 9 7 号 令和 8 年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 8 号 令和 8 年度白河市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 9 号 令和 8 年度白河市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 0 0 号 令和 8 年度白河市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について

報告第 10 号 令和 7 年度白河市水道事業会計継続費精算の報告について

報告第 11 号 令和 7 年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和８年９月市議会定例会議案要旨

- 議案第 76 号 白河市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
地方自治法の一部改正に伴い、財政状況の公表回数を見直すなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 77 号 白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等の地域から避難をしている方の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置期間を延長するなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 78 号 白河市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業の基準を追加するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 79 号 白河市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、専門職のみなし保育士化をするなど、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 80 号 白河市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
乳児等迂遠支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 81 号 白河市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 82 号 白河市景観条例の一部を改正する条例
景観法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するため、所要の改正を行うものであります。
- 議案第 83 号 白河市医師養成奨学資金貸与条例
渡邊薫氏の遺志を後世へと受け継ぎ、未来を切り開く有為な人材を育成することを目的に、医師免許を取得しようとする学生に渡邊薫教育振興基金を活用した奨学金を貸与するため、この条例を制定するものであります。
- 議案第 84 号 白河市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
地方公営企業法の一部改正に伴い、業務状況の提出回数を見直すなど、所要の改正を行うものであります。

- 議案第 85 号 白河市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
地方公営企業法の一部改正に伴い、業務状況の作成回数を見直すなど、
所要の改正を行うものであります。
- 議案第 86 号 複合施設整備事業施設建設建築工事請負契約の一部変更について
- 議案第 87 号 複合施設整備事業施設建設暖冷房衛生設備工事請負契約の一部変更について
- 議案第 88 号 複合施設整備事業施設建設電気設備工事請負契約の一部変更について
上3議案については、各工事の請負契約の一部変更をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第 89 号 動産の取得について
市内の小・中学校の児童生徒及び教職員が使用するタブレット端末等の備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。
- 議案第 90 号 令和7年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について
令和7年度白河市一般会計及び各特別会計歳入歳出の決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。
- 議案第 91 号 令和7年度白河市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度白河市水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和7年度白河市水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。
- 議案第 92 号 令和7年度白河市工業用水道事業会計決算の認定について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度白河市工業用水道事業会計の決算を議会の認定に付するものであります。
- 議案第 93 号 令和7年度白河市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和7年度白河市下水道事業会計の決算を議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、令和7年度白河市下水道事業会計の剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。
- 議案第 94 号 令和8年度白河市一般会計補正予算（第2号）
(1) 歳入歳出予算の補正
歳入歳出補正総額は1,775,171千円増額となり、歳入歳出予算総額は36,534,217千円となりました。
款別補正の内訳は、次のとおりであります。
歳入については、地方特例交付金1,391千円、地方交付税5,851千円、国庫支出金13,355千円、県支出金13,216千円、繰入金24,700千円、繰越金1,537,130千円、諸収入1,028千円、市債178,500千円をそれぞれ増額補正するもので

あります。

歳出については、議会費 3, 531 千円、総務費 1, 373, 719 千円、民生費 47, 290 千円、衛生費 21, 024 千円、農林水産業費 176, 256 千円、商工費 14, 856 千円、土木費 106, 319 千円、消防費 557 千円、教育費 31, 619 千円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出補正の主なものは、次のとおりであります。

財政調整基金積立金	1, 107, 265 千円
減債基金積立金	210, 000 千円
障がい福祉サービス支給事業	26, 272 千円
障がい児福祉サービス支給事業	20, 685 千円
生活保護扶助費	39, 313 千円
農業用施設維持管理事業	25, 600 千円
農業用施設整備“結”支援事業	19, 300 千円
緊急自然災害防止対策事業（農業用施設）	66, 800 千円
安全安心な生活道路河川保全事業（道路）	50, 000 千円
住みよい街づくり事業	100, 000 千円

(2) 継続費の補正

事業の変更に伴い、継続費を変更するものであります。

(3) 債務負担行為の補正

事業の追加に伴い、債務負担行為の追加をするものであります。

(4) 地方債の補正

事業の変更に伴い、地方債の限度額の変更をするものであります。

議案第 95 号 令和 8 年度白河市小田川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出補正総額は 2, 706 千円増額となり、歳入歳出予算総額は 5, 188 千円となりました。

款別補正の歳入については、繰入金 2, 706 千円を増額補正するものであります。

歳出については、財産費 2, 706 千円を増額補正するものであります。

議案第 96 号 令和 8 年度白河市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

歳入歳出補正総額は 4, 417 千円増額となり、歳入歳出予算総額は 5, 423, 321 千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金 132, 984 千円を増額補正し、繰入金 128, 567 千円を減額補正するものであります。

歳出については、総務費 3, 287 千円、諸支出金 2, 283 千円をそれぞれ増額補正し、国民健康保険事業費納付金 1, 153 千円を減額補正するものであります。

議案第 97 号 令和 8 年度白河市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出補正総額は 4, 253 千円増額となり、歳入歳出予算総額は 937, 548 千円となりました。

款別補正の歳入については、繰越金 4, 253 千円を増額補正するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金 4, 253 千円を増額補正するものであります。

議案第 98 号 令和 8 年度白河市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

歳入歳出補正総額は 187, 974 千円増額となり、歳入歳出予算総額は 6, 364, 132 千円となりました。

款別補正の歳入については、国庫支出金 1, 154 千円、支払基金交付金 958 千円、繰入金 12, 138 千円、繰越金 173, 937 千円をそれぞれ増額補正し、県支出金 199 千円、諸収入 14 千円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出については、総務費 14, 486 千円、基金積立金 123, 785 千円、諸支出金 52, 222 千円をそれぞれ増額補正し、地域支援事業費 2, 519 千円を減額補正するものであります。

議案第 99 号 令和 8 年度白河市水道事業会計補正予算（第 1 号）

(1) 業務の予定量の補正

主な建設事業の概要、改良費を 807, 238 千円に改めるものであります。

(2) 収益的収入の補正

営業外収益 1 千円を増額補正し、その総額として水道事業収益 1, 283, 747 千円を予定するものであります。

(3) 収益的支出の補正

営業費用 2, 455 千円を減額補正し、その総額として水道事業費用 1, 262, 322 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 3, 147 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 231, 889 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 134, 089 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた下水道事業会計からの補助金を 5, 644 千円に改めるものであります。

議案第 100 号 令和 8 年度白河市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

(1) 収益的収入の補正

営業外収益 6, 932 千円を増額補正し、その総額として下水道事業収益 2, 442, 331 千円を予定するものであります。

(2) 収益的支出の補正

営業費用 6, 934 千円を増額補正し、その総額として下水道事業費用 2, 441, 585 千円を予定するものであります。

(3) 資本的収入の補正

他会計出資金 1, 0 5 5 千円を増額補正、他会計補助金 2 4 0 千円を減額補正し、その総額として資本的収入 8 6 7, 2 5 9 千円を予定するものであります。

(4) 資本的支出の補正

建設改良費 1, 0 5 4 千円を増額補正し、その総額として資本的支出 1, 3 7 9, 4 6 2 千円を予定するものであります。

(5) 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正

予算に定めた職員給与費を 1 0 3, 9 7 4 千円に改めるものであります。

(6) 他会計からの補助金の補正

予算に定めた一般会計からの補助金を 3 7 6, 9 4 6 千円に改めるものであります。

報告第 8 号 専決処分の報告について

報告第 9 号 専決処分の報告について

上 2 報告については、市道の管理瑕疵に係る事故及び物損事故に係る損害賠償について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 1 0 号 令和 7 年度白河市水道事業会計継続費精算の報告について

久田野配水池建設事業の継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、継続費の精算について議会に報告するものであります。

報告第 1 1 号 令和 7 年度白河市の健全化判断比率及び資金不足比率について

令和 7 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、議会に報告するものであります。